

道路構造物の記録の保存

- 1 本業務は道路構造物の記録保存の対象業務である。道路構造物の記録保存については、特記仕様書第9章によるものとし、作成要領は以下の通りとする。

ただし、作成要領により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 対象とする道路構造物

- ①トンネル
- ②橋梁（橋長14.5m以上）
- ③橋梁補修（耐震補強等）を実施した橋梁
- ④大型擁壁・カルバート等、地震時の計算を行ったもの

(2) 保存資料作成要領

1) マイクロフィルム：1部

- ①マイクロフィルム35mmフィルム使用
- ②1コマにつき図面関係は1枚、計算書は4枚収めること。
※図面は最終変更設計図とする。
- ③撮影は1コマ毎に通し番号を入れて行うこと。番号はフィルムで目視できる大きさとする。
- ④フィルムはフィルム用ジャケット（6コマ収納）にいれて提出すること。

2) 図面の縮小版：3部（A4版）

- ①用紙は、両面印刷用の中性紙（紙厚（坪量）：90～110g/m²、表面加工：セミ光沢／半光沢、白色度：80%以上）を用い、図面、計算書ともA4版を原則とする。
- ②上記用紙を使用し縮小版を作成する際は、マイクロリーダープリンタによるダイレクト印刷とし、解像度は600dpi以上とする。
- ③巻末に地質調査資料（調査孔位置図、柱状図、コア写真、その他必要資料）を縮小せずに綴じ込むこと。
- ④製本はドッチファイルを用い、表紙及び背表紙に必要項目を記載すること。

記載項目：工事番号、工事名、路河川名、施工箇所、
道路構造物名称、竣工年月日

3) データ：1部

製本版をPDF化してDVDに保存すること。

解像度：カラーは200dpi、モノクロは300dpiとする。